

物価高騰への緊急経済対策を求める意見書

中東情勢の緊迫化・長期化に伴い、原油をはじめとするエネルギーや原材料価格の高騰、生活必需品をはじめとする物価上昇が続き、市民生活に大きな負担が生じるとともに、地域経済を支える事業者にも深刻な影響が及んでいる。

このような状況において、国は、ガソリン、軽油、重油、灯油等の燃料油価格に対する激変緩和措置を講ずるほか、令和8年7月使用分から9月使用分までの電気・都市ガス料金支援を実施している。また、特別高圧で受電する中小企業等やLPガス利用者については、重点支援地方交付金を活用した地方公共団体による支援が講じられている。

しかしながら、中東情勢は依然として不透明であり、これらの支援が講じられている中であっても、原材料・資材・消耗品等の価格上昇や供給の遅延・不安定化、公共料金の負担増など、市民生活及び事業活動への影響が今後も続くことが懸念される。

また、エネルギーや原材料価格の高騰は、中小企業・小規模事業者のみならず、農林水産業や医療・介護・福祉など、市民生活を支える幅広い分野に影響を及ぼしている。

地方自治体においても、地域の実情に応じた各種支援策を講じているが、自治体単独の財源には限界があり、市民生活及び地域経済を守るためには、国による継続的かつ十分な財政支援と経済対策が不可欠である。

よって、国会及び政府に対し、市民生活及び地域経済を守るため、今後の国際情勢や物価動向を的確に捉え、実効性のある経済対策を機動的かつ継続的に講ずるよう、下記事項を強く要望する。

記

1. 地方公共団体が地域の実情に応じた物価高騰対策を機動的かつ継続的に実施できるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を含む十分な地方財源を確保するとともに、地方の裁量を十分に確保すること。
2. 物価高騰の影響を受ける市民に対し、燃料費、電気・ガス料金をはじめとする家計負担の軽減に資する実効性のある経済対策を強化すること。
3. 原材料・資材等の価格高騰や供給不安の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対し、原材料費やエネルギーコストの負担軽減、資金繰り、安定調達、事業継続等に必要な支援を強化すること。
4. 物価高騰や原材料・資材等の価格上昇の影響を受ける農林水産業者、医療・

介護・福祉事業者等に対し、事業を安定的に継続できるよう必要な支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

宛て各通

伊勢崎市議会議長
藤 生 浩 二